

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

- 市町村老人保健福祉計画等に係る勉強会・連絡会への技術的支援について

(合計 本紙含め3枚)

vol. 111

平成13年6月18日

厚生労働省老健局介護保険課

* 貴都道府県内市町村に速やかにFAX送信いただきますよう
よろしく願いいたします。

市町村老人保健福祉計画等に係る勉強会・連絡会への技術的支援について

1 趣 旨

老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の次期改定は、介護保険給付実績の分析を十分に行い、市町村として目指す「介護サービスの将来像」を念頭に置いた政策的な方向性を示すことが求められる。市町村では、地域の介護サービスをまちづくりなど多面的な視点で創り上げていく姿勢が重要となる。国として、都道府県とともに、創意工夫に満ちた老人保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて、技術的支援を積極的に行っていく必要があるため、以下のとおり情報提供及び担当者の派遣を行う。

2 技術的支援の方法

(1) 情報提供

- ・老人保険福祉計画・介護保険事業計画に関する質問等について、都道府県を通じて、随時受け付ける。（様式は任意）
- ・共通する質問及び回答は、取りまとめたうえで、すべての市町村へ提示する。

(2) 担当者の派遣

- ・老人保健福祉計画等に係る勉強会・連絡会へ厚生労働省担当職員等の派遣を行う。
- ・市町村等からの派遣依頼は、原則として都道府県を経由して行うこと。
- ・派遣希望日程が重複する場合は、新規依頼の都道府県を優先とする。
- ・担当者の派遣は、公務出張扱いとなる。
- ・派遣依頼に係る日程の事前照会は、電話・ファクス等にて随時受け付ける（日程調整は、必ず行うこと。）
- ・派遣依頼文は次葉の文例を参考に作成されたい。

3 問合わせ

厚生労働省

電話

